平成２３年（フ）第４１９号
青森市大字浜館字科36番地
債務者　奥崎日登美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４５号
埼玉県入間市東町７丁目17番地20　サミータウンＢ―101
債務者　阿部　朝香
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９５号
埼玉県春日部市内牧2281番地１　シェリンパーク壱番館202
債務者　田玉　聡美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７１６号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目８番66号グランドール岸302号藤本方
債務者　宮田　美紗（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５３６号
埼玉県深谷市針ケ谷806―５　ユーオーディア壱番館、住民票上の住所埼玉県東松山市大字高坂769番地２
債務者　関口　芳一
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６８６５号
大阪府枚方市招提大谷３丁目17番21号
債務者　宮城ヒフミ
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２６３号
大阪府寝屋川市北大利町21番13号
債務者　ｐｉｔｉｐａｙａこと　元座　早美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５４７号
大阪府門真市栄町12番２号
債務者　片山亜矢子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４８６号
大阪府豊中市服部本町３丁目13番27号、前住所大阪府豊中市服部西町３丁目１番32―103号
債務者　和気　浩一
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７１９号
大阪府大東市諸福７丁目２番１号　ファミール池上503号
債務者　坂野み千子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７４０号
大阪府高槻市名神町17番３号
債務者　和井　春男
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目２番25号　シャトルⅣ501号
債務者　大江忠賀津
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６号
大阪市平野区喜連東１丁目３番11―503号
債務者　吉中　織樹
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７号
大阪府寝屋川市黒原新町９番13―213号
債務者　川﨑千恵子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４号
大阪府箕面市如意谷３丁目６番19―208号
債務者　赤井美也子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番５―601号
債務者　上唐湊宏志
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６号
大阪市旭区新森５丁目13番12―203号、前住所大阪市旭区今市１丁目７番14号
債務者　杉本　鈴子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部